

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（東海第二 保安規定）

2. 日時：令和5年9月26日 16時20分～16時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、岡本上席安全審査官、
宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、
小野安全審査官、伊藤（謙）原子力規制専門員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理 他6名

5. 要 旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日の第1188回審査会合において指摘がなされた別紙に示す事項について確認があった。

（2）原子力規制庁は、本日の審査会合の指摘を踏まえた説明資料の作成を指示するとともに、指摘事項に対する回答については、今後、審査会合等において確認していく旨伝えた。

（3）日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関連資料：

- ・ 別紙（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1188回）東海第二発電所に関する指摘内容）

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1188回）
東海第二発電所に関する指摘内容

＜新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について＞

- 審査中及び今後申請される予定の設工認の審査進捗によって本保安規定の審査に出戻りが生じ得ること、本保安規定に係る審査体制の構築が不十分であることに起因する審査資料の準備不足及び東海第二発電所の特有の事項に係る検討不足があること、さらに原子炉建屋の水素防護対策の実効性の現場での確認が出来ないこと等、審査を効率的に行う状況になっていないため、まず設工認の審査対応に注力すべきではないか。その上で、並行して、申請内容の詳細が確認できる、先行審査実績及び東海第二発電所固有の事項に係る検討内容を反映した補足説明資料を準備すること。
- 保安規定変更に係る基本方針（BWR）において、耐性を有しない自主対策設備の活用によりAOT10日間延長を行う方針とするのであれば、保安規定変更に係る基本方針（PWR）からの重要な方針変更該当するため、当該変更に係る技術的妥当性についてBWR電力全体で整理し説明すること。
- 実用炉則第83条第1号口（2）及び口（3）の対応方針について、いずれも8時間経過以降の注水手段として常設低圧代替注水系を用いるとしているが、同条文の要求事項との関係を踏まえて改めて整理し説明すること。
- PAR及びSGTSのLCO等の設定について、許認可時に実施している原子炉建屋内の局所エリアの水素挙動評価における解析モデル上の当該設備の扱い、及び格納容器ベントの原子炉建屋水素防護対策としての位置付けの明確化に伴う保安規定変更に関する先行審査プラントの審査内容を踏まえて、今後妥当性を説明すること。
- ペDESTAL排水系について、第31条（格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）及び第66条（重大事故対処設備）で必要な機能及び手順等を整理した上で、それぞれの条文で記載すべき内容を説明すること。また、併せて保安規定の添付3の記載についても整理し説明すること。
- 原子炉隔離時冷却系の第一水源を復水貯蔵タンクからサプレッションチェーンバに変更するものの、サーベイランス時には復水貯蔵タンクを使用していることについて、保安規定審査基準を踏まえ、サーベイランスの実施方法として実条件性能確認に相当する方法であることを整理して説明する

こと。

- 東海第二発電所については、敷地近傍に「隣接事業所」が存在する、先行審査プラントでの審査実績の無い「東二固有」の環境条件がある。本事項については、「設置許可・設工認において既に内容を説明しているもの等は、説明事項としては抽出していない」と整理されているが、既許可で説明のあった運用の前提条件（外部火災、竜巻飛来物等）について、保安規定及び下部規定においてどのように整理されたのか、網羅されているかについて、今後説明すること。
- 既許可や既工認で説明のあった東海第二発電所の固有の特徴について、保安規定に記載すべき内容に漏れがないか網羅的に説明すること。また、複数の条文に関連する内容については、条文間で矛盾がないよう説明するとともに、重大事故等対処設備と特定重大事故等対処施設を兼用する設備について、重大事故等対処設備としての要求及び特定重大事故等対処施設としての要求を整理し説明すること。

<新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について（特定重大事故等対処施設の設置に関わるもの）>

- 第66条の2の特重施設を構成する設備の運転上の制限における「LCO適用モードの設定」及び「設備耐性の取扱い」、並びに令和2年9月30日の原子力規制委員会臨時会議で確認事項とされた「フィルタベントの確実な使用」及び「各対策設備の使用方法や対策の優先順位の考え方等」については、論点又は重要な確認事項に該当すると考えており、今後詳細を説明すること。なお、詳細は、この後の非公開の第1189回審査会合にて議論する。

以上